

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和元年12月10日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫
委員 君嶋 寿男 委員 綿引 孝光
委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男
事務局長 寺山 修一 次長 飛田 良則
次長補佐 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 宮本 俊美 企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範 秘書広聴課長補佐 海野 直人
秘書広聴課シティプロモーション推進室長 高島 俊久
政策企画課長 益子 学 政策企画課長補佐 篠原 広明
総務部長 加藤 裕一 総務課長 渡邊 荘一
総務課長補佐 飛田 建 財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 石井 宇史 税務課長 柴田 秀隆
税務課長補佐 武藤 隆 瓜連支所長 堀口 才二
瓜連支所課長補佐 南波 三千代 市民生活部長 桧山 達男
防災課長 秋山 光広 防災課長補佐 植田 徹也
市民協働課長 玉川 一雄 市民協働課長補佐 田口 裕二
環境課長 関 雄二 環境課長補佐 萩野谷 真
消防長 山田 三雄 消防本部警防課長 小田部 茂生

会議に付した事件

- (1) 議案第68号 専決処分について(令和元年度那珂市一般会計補正予算(第3号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第70号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 4 号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 那珂市コミュニティバス「ひまわりバス」の運行休止について
…執行部より報告あり
- (7) 第 2 期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について
…執行部より報告あり
- (8) 那珂市上菅谷駅北側市有地活用事業者募集要項（案）について
…執行部より報告あり
- (9) 那珂市空家等対策計画（案）について
…執行部より報告あり
- (10) 下江戸地区の大規模太陽光発電について
…執行部より報告あり
- (11) 調査事項について
…調査完了

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

委員長 皆さん、おはようございます。総務生活常任委員会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは、議案 5 件、また、報告事項が 5 つありますけれども、総務生活常任委員会としても今年最後でありますし、また、私ども任期の最後の委員会でございます。慎重な中にもスムーズなご審議をいただければと思いますので、どうぞよろしく願います。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、完結かつ明瞭に願います。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は 6 名でございます。欠席はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件の説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。きょうから 4 日間、各常任委員会の審議が始まり、本日は総務生活常任委員会、ただいま委員長から話がありましたように議案が 5 件、委員会

関連が6件あります。慎重なるご審議のほどをよろしく願いいたします。

きょうは10日、今年も残すところ21日ということで、大変年末お忙しいかと思いますが、体調を崩さぬよう皆様方過ごしていただきまして、また新たな年を迎えたいと思います。

ただいま委員長からありましたように、やはり私たちの任期、もう来年の2月には選挙がありますので、今回の委員会が最後の委員会となります。活発なご意見等もご期待いたしまして、挨拶にかえさせていただきます。ご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 皆さん、おはようございます。

今、議長がおっしゃいましたように、早いものであと3週間となりました、今年も。本日から4日間の常任委員会が始まります。本日は総務生活常任委員会でございます。皆様にはご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日、執行部からは議案5件、その他報告案件5件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙の次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第80号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第80号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、いい那珂協力隊推進事業、総額3,379万2,000円、年度割額、令和元年度ゼロ、令和2年度1,689万6,000円、令和3年度1,689万6,000円。

8款消防費、1項消防費、事業名、国土強靱化地域計画策定事業、総額451万円、年度割額、令和元年度90万円、令和2年度361万円。

6ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、一番上の議会会議録作成業務委託から14件まで、瓜連支所

庁舎等冷暖房設備及び自動制御装置保守と、そこから3つ下の指定ごみ袋作成業務委託、さらにその3つ下のAEDレンタル（令和元年度分）の計16件になります。期間につきましては、令和元年度から令和2年度までが14件、令和6年度までが2件となっております。

10 ページをお願いいたします。

歳入になります。

12 款分担金及び負担金、1 項負担金、2 目民生費負担金 260 万円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 7,435 万円。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 45 万 8,000 円、3 目衛生費国庫補助金 351 万 2,000 円。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金 2,175 万円、3 目衛生費県負担金 81 万 3,000 円。

15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 67 万 5,000 円、3 目衛生費県補助金 182 万 6,000 円、4 目農林水産業費県補助金 137 万 3,000 円。

11 ページをお願いいたします。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1 億 4,436 万 8,000 円。

20 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 2,008 万 1,000 円。

12 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 814 万 6000 円、6 目企画費 43 万 5,000 円、12 目支所費 1,172 万 6,000 円。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目徴税総務費 190 万円。

14 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目保育所費 100 万円。

16 ページをお願いいたします。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費 230 万円。

17 ページをお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費 90 万円。

19 ページをお願いいたします。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 30 万円。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 300 万円。

20 ページをお願いいたします。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 920 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 4ページの継続費補正ですけれども、これ、いい那珂協力隊推進事業ってどんなことやるんですか。

政策企画課長 いい那珂協力隊推進事業につきましては、来年4月から導入を予定しております地域おこし協力隊に係る予算でございます。現在、9月補正でお認めをいただきました募集に係る予算によりまして、地域おこし協力隊の募集を行っているところでございますが、今後、実際に協力隊を選考しまして、委嘱する方を今年度中に決定するに当たりましては、来年度からの予算の裏づけが必要でありますことと、あと、協力隊の活動につきましては複数年を想定しておりますことから、その活動支援業務の委託につきましても同様に複数年にわたりますことから、令和3年度までの継続費をお願いするものでございます。

笹島委員 ちょっとごめんなさい。具体的にこの協力隊というのは何をやって、この1600万かな、これは人件費に使うのかな。ちょっと伺います。

政策企画課 そうですね。協力隊の報酬としまして、1人当たり250万円ほどを見込んでおります。あわせて活動費としまして150万円ほど見込んでおります。あと、さらにその活動支援費としまして60万円ほど見込んでおりまして、消費税なんかも入れますと1人当たり560万ぐらいになります。その方を3名予定しておりますので、1年当たり1,689万6,000円という積算でございます。

以上でございます。

笹島委員 すみません、何をやるのかな、具体的に。それちょっと抜けていましたけれども。

政策企画課長 地域おこし協力隊につきましては、今募集をしておりますのは、農業にフォーカスをしまして、アグリビジネス活性化プロジェクトという題名をもちまして、東京とか首都圏のほうから那珂市に移住をしてきてもらいまして、その方に地域おこし協力活動というものをしてもらおうんですけれども、それで今募集しておりますのは、農業にフォーカスしましたアグリビジネス活性化プロジェクトとしまして、農業の関係で新たな流通システムづくりや6次産業化の推進などにより、地元の農産物の需要拡大なんかを図るような取り組みをしてもらおうというテーマを1つ募集しております。

さらに、静峰ふるさと公園で活動してもらおう方として、定期的な集客イベントなんかの開催や誘客プロモーションなどをやっていただいて、四季を通じてにぎわいのある公園づくりなんかをしてもらおうという取り組みをしてもらおう方を募集しているところでございます。

以上です。

笹島委員 1つは、東京のほうから体験移住してもらおうのかどうかかわからないですけれども、こちらへ住んでもらうかわからないですけれども、PRしてもらって、要するにどうい

う販売先とかなんか、私よく具体的にわからないんですけれども。静峰ふるさと公園というのは公園ですよ。そこに集客していただいてという、公園に集客をしてもらって、何をしてもらって、那珂市に何を落としてもらおうかという、そういう具体的なものは考えているのかな。何もなければ来てもらっても困るんですけれども。

政策企画課長 静峰ふるさと公園につきましては、さきにノルディックウォークコースとか、その他いろいろ整備しましたので、四季を通じて集えるような場所に整備したんですけれども、そこがなかなか活用しきれていないというところもありますので、その協力隊の方に来ていただいて、誘客のイベントとか交流人口をふやすような活動をしていただきまして、お客さんにどんどん入っていただいて、那珂市全体としても人が来ることによって活性化につながればいいなという狙いで協力隊を入れていくということでございます。

以上でございます。

笹島委員 観光資源の一つとしてそれを利活用していくということでいいのかな、結論ですよ。

政策企画課長 広くはそういうことになるんですけれども、今、募集しているテーマとしましては、あくまで静峰ふるさと公園の活用を取り組んでもらう方という位置づけで1人募集をしているということでございます。

笹島委員 非常に詰めが甘いんですよ。要は、どのようにしてもらって、那珂市に興味を持ってもらって、那珂市に最終的には金を落としてもらおうというところまで詰めないと、ただ来てもらって、ゴミしか落としてもらえないかもしれないですよ、先ほどのアグリ云々の。それを那珂市に来てもらって移住してもらおうと。ここで生活してもらって、ここで就職していただいて、仕事をしていただいてというところまでの最後の最後まで詰めをやらないと、中途半端だと、いくらこれだけ金かかって500万近くあれしても無駄になるから、うんと詰めてください、それを。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

助川委員 15 ページの民生費の衛生費の中で環境衛生費、これ合併浄化槽の補助、補正なんでしょうけれども、当初予算で8,200万余りの予算を組んであったようなんですけれども、1割近い補正額になってきていますけれども、当初どのぐらいの基数を見込まれて、それで、今回700万ぐらいだから、20基ぐらい近く以上の補正になっているようなんですけれども。これは当初予算では何基ぐらいの、それぞれ大きさにもよるんでしょうけれども、基数を見込まれて、補正ではどのぐらいの基数が足らなくなってという数字をお聞きしたいんですが。

委員長 どなたが。

(「委員会が違う……」と呼ぶ声あり)

助川委員 今、数字の説明はあったよね。数字の説明はなかったか。じゃ、10ページのほうは、歳入の説明はありましたよね。県支出金の補助金の歳入の182万ということは、県

の補助金なんでしょうけれども、これは不足分の補正なんですか。

財政課長 合併浄化槽の補助金につきましてですが、こちらにつきましては5人槽が当初55基を62基に7槽増、7人槽を10基から19基の9槽増、10人槽を当初1からゼロとしまして1減、計15槽の増ということになっております。

以上でございます。

助川委員 当初の予想よりも多く転入者がいたということなんですか、これ。

財政課長 こちらにつきましては、当初の予定としての想定数の何人槽の基数と、実際に申請された数の募集の違いでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに。

副委員長 12ページの支所費で瓜連支所の整備事業、これ公有財産購入費とか工事とか、これ何でしょうかね。

瓜連支所長 瓜連支所整備事業につきましては、国道118号道路拡幅による支障物件の撤去、新設工事及び支所とらぼーる一体化駐車場を整備するための測量設計と、そのための土地購入となります。

副委員長 土地の購入。あそこ多分、拡幅で新たに土地を求めるということですか。

瓜連支所長 現在、職員駐車場として借地している土地で、旧テニスコートの南側の土地になります。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。ご苦労さまです。

休憩(午前10時18分)

再開(午前10時20分)

委員長 再開いたします。

議案第68号 専決処分について(令和元年度那珂市一般会計補正予算(第3号))を議題といたします。

財政課より説明を願います。

財政課長 財政課です。引き続き担当職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、議案書1ページ、議案第68号をごらんください。

議案第68号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚お開きください。

令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入になります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目災害復旧費国庫補助金 2 億 2,645 万円。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 目総務費県負担金 952 万円。

15 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 125 万円。

18 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 7,000 万円。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 5,507 万 2,000 円。

21 款市債、1 項市債、1 目民生債 1,400 万円、7 目災害復旧債 1 億 3,170 万円。

7 ページをお願いします。

歳出になります。

2 款総務費、7 項災害復旧費、2 目現年度災害復旧費 3,811 万円。

10 ページをお願いいたします。

中段になります。

10 款災害復旧費、4 項その他公共施設災害復旧費、1 目その他公共施設現年災害復旧費 39 万 3,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

助川委員 6 ページですね。これは補正額は、今回の台風による復旧費に係る、全て今ご説明いただいたのは、金額ですか。

財政課長 こちらにつきましては、災害に対する財源手当でございます。

以上でございます。

助川委員 これ今後の申し出等に対してはどのようなふうに対応する形なんだろうね。その可能性はないですか。出てくる可能性は。

じゃ、ちょっと聞き方を。今回相談されていますよね、あの下江戸の地域の皆さん方の。そういう方々に対してのお話を聞いた上での金額なんだろうね。

財政課長 こちらの予算につきましては、現時点で災害に対応する全ての予算を計上してございます。

以上でございます。

助川委員 後々こういう出費が計上の要求等の予想はないですかね。

財政課長 現在におきましては、全ての予算を計上してございます。後に国のほうの施策によりまして新たな施策が施行されたときには、それに合わせて補正をしたいと思います。

以上でございます。

笹島委員 6ページの歳入なんですけれども、これは今回の災害で国からは2億2,000万くらいか。後は県が微々たるもので、あと市債が、市のほうで借り入れが1億3,000万、こういう理解でいいんですか。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 県も少なく、国ももう少しあれする、だけれども、市債のほう結構多くなっているんですけれども、借り入れね。もっとやっぱり国・県からは補助金が出ないのかな。

財政課長 今回の枠組みの中では、国の補助につきましては、農業用施設の災害の復旧のために、そのものにつきましては災害の査定による国庫補助金、それから、その裏負担としまして市債となっております。また、県の補助金につきましては、その別な補助につきましては分野の補助となっております。

以上でございます。

笹島委員 この農業補助金以外、国のほうは出ないのかな。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 そのとおりと言われても、そうなんですけれども。その他の災害を受けた人の、そういうあれは出ないのかな。

財政課長 農業の施設の災害復旧以外の対応につきましては、県負担金の災害救助費、県補助金の被災者生活再建支援制度等でございます。

以上でございます。

笹島委員 結論からいえば、農業しか出ないのか、農業関連のものしか、国。

財政課長 今回の災害につきましては、農業施設の災害が起きたものについて対応になりましたので、ほかに農業災害以外のものが対応にならなかったということでございます。

以上でございます。

笹島委員 被災を受けた人の個人的なそういうあれは出なかったのかな。

財政課長 そちらにつきましては、災害被災者再建制度等で対応しております。

以上でございます。

笹島委員 どこにあるの、それ。どこに書いてある、それ。

財政課長 歳入につきましては、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金でございます。

笹島委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩 (午前 10 時 28 分)

再開 (午前 10 時 30 分)

委員長 再開いたします。

常任委員会協議報告案件であります。

那珂市上菅谷駅北側市有地活用事業者募集要項 (案) についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財政課長 財政課です。ほか 3 名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、常任委員会資料 4 ページをお願いいたします。

那珂市上菅谷駅北側市有地活用事業者募集要項 (案) についてご説明いたします。

募集の目的ですが、有効活用を図れる民間業者に売却することにより、新たなにぎわいづくりを創出することを目的としております。

2 番、対象地の有効活用の考え方ですが、にぎわいづくりに寄与する計画であることとしております。具体的には、想定されるものは商業系、医療系、福祉、教育施設、または分譲等と考えております。

3 番、対象地の概要でございます。

所在地、菅谷上菅谷 7001 番、1,377.47 平米、もう一つが菅谷上菅谷 7002 番、5,077.76 平米、計 6,455.23 平米でございます。

都市計画区域としては市街化区域、用途地域としては第一種住居地域になります。

建蔽率 60%、容積率 200%、さらに地区計画として、上菅谷駅前地区計画がかかっております。

4 番、対象地域の最低売却価格ですが、1 億 4180 万円となっております。

次のページをお願いいたします。

5番、事業者の募集日程でございます。

募集の要項の公表につきましては12月20日を予定しております。その後に質疑の応答を受けまして、提案募集を1月29日から2月14日としております。以後、提案者に対しましてのヒアリング、プレゼン等を受けまして、2月の下旬中に候補者を選定したいと考えております。そして、3月に決定して契約を締結したいと考えております。

6番、審査の方法でございますが、提出書類に基づきまして、7番の事項に基づいて評価をして、合計点をもとに選定いたします。

7番の審査項目と配点ですが、1番目に計画性を50点。こちらにつきましては、用途、景観、魅力、にぎわい等と経済効果等、または周辺住民への配慮等を加点した点数いたします。

2番に実行性として30点、こちらにつきましては、資金力、信用力、計画工程等を加味しております。

3番に価格として20点。こちらにつきましては、最低価格1億4,180万円を下回る価格での募集提案につきましては失格としております。

活用の選定でございますが、合計100点のうち60点以上であるもので、かつ最高点である1者を活用者として選定したいと考えております。

なお、1者のみでも60点以下の場合には選定しないと考えております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 活用者の選定って、これ点数制って、どういう、具体的にこれやるんですか。

財政課長 提出された書類につきまして、事業者等のプレゼンテーション、ヒアリング等を行いまして、項目等に用途、景観についてよく考えられているか、おおむねできているかとか、余り配慮されていないというような点数分けをしまして、そのところで点数をつけていきまして、合計点で点数をつけるものでございます。

笹島委員 これ駅前だよ、駅前の中心からちょっと外れているけれども。市の考え方としては、分譲だからね、ごめんなさい、これ売っちゃうわけですから、市としてみれば、できるだけ商業地区的なお店というか、そういう感じのものが来てもらいたいのか、最悪の場合、宅地分譲してしまうのか、2つに1つだと思えるんですけどもね。どうですか、そういうところは。

財政課長 市としましては、先ほど説明しましたとおりに、にぎわいを創出するものであれば、提案はどんどん受けたいと考えております。ですから、先ほど委員がおっしゃいましたように、商店も承りますし、宅地も承りたいと思います。ただ、その中で一番、市にとってどれがいいのかというのをこの評定方式で選定しまして、一番高いものを選びたい

と考えております。

以上でございます。

笹島委員 どっちもいいですね、正直いってね。固定資産税もばっちり入るしね。それから、商業地区でもにぎわいもあるし、上菅谷駅前ですからね。どっちもメリットありますもんね。そういう面で頑張ってください。

委員長 ほかにございませんか。

副委員長 これ平米当たり2万1,967円、坪でいくと約7万。ちょっと安くない、駅前なのに。

財政課長 こちらにつきましては、まず区画が大きいので、総額が1億4,000万円と、資金力ない方には持ち切れないというのがマイナスの要素になっております。さらに、利用するために今後多額の投資をする必要がございます。開発行為を起こすなりにも日数がかかりますし、公共用地も必要になります。ですから、この価格をもって、長期間保有する期間が持てるという、それだけの部分に対して、例えば一般宅地の分譲である60坪とか70坪で何百万円とかという持ち切れるものではないので、評価としては低くなるものでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 それは、50坪、60坪というのは個人の場合だと思うんだ。こういうのは大きい企業が一括で買うわけでしょうから。持ちこたえるという、そこまで考える必要あるの。

財政課長 こちらにつきましては、先ほども申しましたとおりにそういう理由なんです、実際には不動産評価をかけて出た数字でございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

綿引委員 5ページの審査の方法のところ、選定に当たっては市が選定委員会（委員数9名）を設置し、選考の決定とありますけれども、この委員9名というのはもう既に決まっているのでしょうか。

財政課長 決まっております。この選定委員の方に、この選定方法をご審議いただきました。9名の方でございます。一般の方が3名、庁内が6名でございます。

以上でございます。

綿引委員 その9名の方のお名前、公表するわけにはいきませんか。

財政課長 一応、庁内の方は、委員長が副市長でございます。その他、各委員は、総務部長、企画部長、保健福祉部長、建設部長、産業部長でございます。そのほか一般の方につきましては、税理士の方とまちづくり委員会の代表と自治会の代表でございます。

以上でございます。

助川委員 これは場所は先ほど来から出ていますけれども、駅に近い、公園も両サイドに控え

ているというような場所なんですけれども、市のほうとしてはどういう事業者が来たらにぎわいの創出に一番最適だろうというようなことを、やっぱり思惑は持っておられるんでしょう。

財政課長 先ほど笹島委員からもご質問があったとおりに、市としましてはいろんなにぎわいを創出するために民間の導入を決めたことですので、いろいろな提案を受けて、その中で一番いいものを選定したいと考えております。

以上でございます。

助川委員 これ地形的に排水の関係とか、そういった対応は全てこのエリアに関しては完全なものになっているんですかね。

財政課長 こちらにつきましては、上菅谷駅前地区区画整理地区の区域内になっておりますので、全て条件は整ってございます。個別の条件につきましては、中でまた開発をする場合には、さらに個別な条件がまた加わります。

助川委員 上下水道、下水道はこれ、公共下水道が全てこのエリアに完備、整備されているのかな。

財政課長 エリアの中でございます。

委員長 ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前 10 時 40 分）

再開（午前 10 時 43 分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

常任委員会協議報告案件であります。

那珂市コミュニティバス「ひまわりバス」の運行休止についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか 3 名が出席しております。よろしくお願ひします。

着座にてご説明いたします。

それでは、常任委員会資料の 1 ページをお開き願ひします。

那珂市コミュニティバス「ひまわりバス」の運行休止についてでございます。

ひまわりバスにつきましては、利用者の減少や車両の老朽化、走行距離の増加や収支率の低さなど、現行運行を継続していくためには一定の限界があるため、今後の方針について、これまで検討を進めてまいりましたが、令和 2 年 3 月末をもって運行を休止することといたしましたので、その経過と今後の方針につきまして報告をさせていただきます。

す。

1のこれまでの経過につきましては、記載のとおりでございますが、4つ目のポツ、平成30年度の第4回那珂市地域公共交通会議以降、合わせて3回の地域公共交通会議におきまして、ひまわりバスの今後の方向性について協議を重ねてまいりましたが、ひまわりバスを運行休止し、ひまわりタクシーに移行していくという方針の了承が得られましたことから、11月の庁議において、市の方針として決定したところでございます。

2の今後の方針でございます。

地域公共交通の役割は、高齢者や障害者を中心とした交通弱者等が生涯利用しやすい安心安全で快適な移動手段を提供することであり、市としましては、効率性や公平性、将来性などの観点から、移動手段を持たない交通弱者等にとって最適な地域公共交通サービスとしてデマンド交通ひまわりタクシーを位置づけまして、今後さらなるサービスの拡充を検討していきたいと考えております。

よって、ひまわりバスにつきましては、令和2年3月末をもって運行休止とし、バス利用者が速やかにひまわりタクシーへ移行できるよう、きめ細やかなフォロー策等を講じながら運行事業者や関係機関等と協力し、交通弱者等の日常生活に支障が生じないように努めてまいりたいと考えております。

3の今後のスケジュールでございます。

本日、この総務生活常任委員会にて報告をさせていただいておりますが、ご了解がいただけたら、その後速やかに広報なかやホームページ等で市民への周知を図りますとともに、ひまわりバスの利用者に対するフォロー策といたしまして、市職員がバスに乗り込み、直接バスの利用者へ運行休止を説明しますとともに、その場でひまわりタクシーの利用登録手続きをご案内するなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。そして、令和2年3月末をもって運行休止とさせていただきたいと存じます。

裏面をごらん願います。

上のグラフでございますが、ひまわりバスとひまわりタクシーの乗車状況等でございます。

青のラインと数字がひまわりバスの利用者数でございますが、平成25年度では1万2,438人、平成30年度は1万1,600人でございますが、減少傾向でございます。

一方で、赤のラインがひまわりタクシーでございますが、スタートした平成25年度は1万2,177人で、平成30年度は1万5,062人と着実に利用者がふえております。

また、緑のラインがひまわりタクシーの利用登録者数でございますが、現在2,700人を超える方が登録をしております。

下のひまわりバスの現状でございます。

1つ目の丸の利用状況でございますが、1日当たり平均乗車数は40人前後でございますが、1便当たりの乗車数は4人程度となっております。利用者としましては、ほとん

どがバス停付近の方に限定されておりまして、乗車アンケートの結果からも実利用者は200人未満と推計をしているところでございます。

2つ目の丸、運行経費でございますが、平成30年度の運行事業費が1,340万円に対しまして、運賃収入は85万円であり、収支率は約6%と、県内の市町村が運行するバスの中で特に低い状況でございます。

3つ目の丸の車両の状況でございますが、現行の車両3台は平成12年に導入した車両であり、走行距離はいずれも80万キロを超え、老朽化が進んでいるため、今後の維持管理費の増大や車両の更新等、費用対効果の面からこのまま運行を継続するのは困難な状況でございます。

4つ目の丸のアンケート調査結果でございますが、昨年実施しましたアンケートでは、存続を求める声というものもあったものの、「一部の地域だけの運行で不公平である」、「自宅からバス停までの距離が遠い」、「乗っている人が少なくてもったいない」、「ひまわりタクシーと一本化しては」などの意見が多く寄せられたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 これ年々乗る人が少なくなっているのは、市民からも空気を乗っているということでやゆされて、税金の無駄遣いだということで、私も何年も言われていますね。そういうことで、これバスは市のバスかな、所有かな。あと、茨城交通に委託していたからね。きっとバスは売却していくということで。この今言っていた県内でも収支率が非常に低いということで、ほかの県内のところも結構このバスやっていますよね。やはり撤退しているのが多いのかな。そして、違う乗り物にシフトしていくという、そういうほかのちょっと状況も教えていただければ。

政策企画課長 すみません、ちょっとはっきりと申し上げられないところがありますけれども、確かにバスを運行しているところとデマンドタクシーを運行しているところがありまして、両方運行しているところもあれば、片方ずつのところもあります。最近の動きとしては、バスをやめてタクシーに移行するところと、逆にバスに1本にしていくところといろいろ、それぞれの市町村の考え方で、そこはやっているようでございます。

笹島委員 そうすると、人口が多い都市部ならいいですよ、そういうあれで、効率はいいですよ。でも、今言っていた人口が少なく広い範囲のにぎやかじゃないようなところは、やっぱり同じような形態になっていくと思うんですけども、似たような市町村で、やっぱり同じようにやめていく傾向があるのかどうか。それをちょっと。

企画部長 手元に情報、資料を持っているわけじゃないので、私の記憶からのお答えになりますけれども、現行でこういうバスを運行しているところがバスをやめるという選択をしたところは、近年で県内ではないと記憶はしておりますので、継続運行をしていると。

ただ、那珂市のようにバスとタクシーを併用してやっているというところは全くないわけではありませんが、かなり県内では少数派だということでございます。

以上でございます。

助川委員 これひまわりバスの利用者というのは、デマンドタクシーの資格対象者がほとんどなんですかね、利用者は。

政策企画課長 それはひまわりバスの利用者がひまわりタクシーの利用者と重複しているかという意味でしょうか。

助川委員 何%ぐらい、重複の方。

政策企画課長 そこは、割合とか具体的に調べたことはちょっとありませんが、重複している可能性は高いと思います。

助川委員 どのぐらいって、そのパーセンテージわからない。

企画部長 バスは登録なしに自由に乗ってしまうので、その数字がはじき出せないということでございます。

助川委員 アンケートはとったけれども、その辺のところは入っていなかったんだ、アンケートの中には。

政策企画課長 ええ、すみません。そういった項目は設けておりませんでした。申しわけありません。

副委員長 3月末で運行休止にした場合、4月から、これさばききれるのかな。このスケジュールでひまわりタクシーの利用促進及びサービス拡充を検討するのは4月からということで、その検討している間というのは、このバスに乗っていた人が例えばタクシーにシフトをするよというときに、それをきちんと対応できるのかなという心配があるんですけれども。

政策企画課長 今、タクシーにつきましてもどんどん伸びてはおりますけれども、実際1台当たり満杯でもって運行している状況ではございませんので、そういう意味ではバスの方、重複している方も当然おるとは思いますけれども、バスの方がタクシーに移行してもらっても十分に対応できると考えてはおります。

君嶋委員 すみません、1つ確認なんですけれども、先ほど出たバスのほうは登録なしで乗れますよね。ただ、タクシーは登録をしなければならいんでしょう。その点で、今まで利用していたバスの方が登録に対して、やはり拒否反応じゃなくても、そういう方が多分出てくるんじゃないかと思うんですよね。ですから、そういう方の不満というか、そういうことに対する対応、そんなのはちょっとどういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

政策企画課長 基本的にフォロー策としまして、これからやっていきたいと思っております、丁寧に対応していきたいと思っております。

まず、周知をするということに関しましては、広報なかの12月25日のお知らせ版に

休止のことをお知らせしまして、2月号で、バスの休止に合わせてタクシーの利用登録方法についてまずお知らせをしたいと思います。また、バスのほうに職員が直接乗り込んで、バスを利用されている方にタクシーのことを、休止の話とタクシーのことをご案内した上で、可能であればその場で利用登録の手続きをしてもらうといった対応をしてみたいと考えております。

また、出前講座というものもひまわりタクシーの利用について設定をしておりますので、ご要望があれば、例えば高齢者の方が集まる場所とか、高齢者の福祉施設とかに出向いて行って、タクシーの利用方法とかをご案内することとあわせて、その場で登録手続なんかを丁寧に説明をして、スムーズにタクシーに移行していただけるように対応していきたいと考えております。

君嶋委員 高齢者の方はわかるんですけども、中にはバスを利用する方で若い方って多分何人か利用している方もいると思うんですけどね。そういう方なんかの対応はどのようにするのか。

政策企画課長 若い方に対しては、ホームページとかフェイスブックとかSNSなども活用して情報発信をしていきますので、そういったところでまず情報としてフォローしていきたいと考えております。あと、ご指摘のとおりバスに乗っている方に対してやってはいきたいと思っておりますけれども、それ以外の方に対しては、ちょっと何らかい方法があれば検討していきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

続きまして、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 引き続き政策企画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の3ページをお開き願います。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についてでございます。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度に第1期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、移住・定住の推進など、人口減少抑制、地域の活力維持に資する施策に取り組んでまいりました。

第1期の総合戦略は今年度で終了しますことから、国や県の方針等も踏まえつつ、現在、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めておりますので、その策定状況について報告をさせていただきます。

それでは、次のページのA3縦長の資料1の1ページの那珂市人口ビジョン新旧比較表(概要版)をごらん願います。

この人口ビジョンにつきましては、この後説明をします総合戦略が達成すべき目標として、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして策定をするものでございます。第1期の策定時点から新しい統計データとの比較を実施しまして、この5年間の変化など分析しつつ、必要な改定を行いました。左側が第1期の内容、右側が第2期、今回の見直しの内容でございます。

それではまず、人口動向でございます。

人口につきましては、平成27年の国勢調査では、総人口が微増となりました。年少人口と生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向であり、前回と同様の傾向でございます。

次に、自然動態と社会動態でございます。

自然動態は減少傾向であり、直近10年間の平均では約200人の減となっており、一方で社会動態は増加傾向で、約45人の増となっております。また、年齢別の社会動態では15歳から24歳の若年層の転出超過が顕著であるなど、こちらも前回と同様の傾向でございます。

次に、産業別人口でございます。

製造業、卸売業・小売業、医療・福祉に従事する方が多い傾向であり、前回から全体の従業者数は減少し、その中でも卸売業・小売業、農業、製造業が減少傾向であり、一方で医療・福祉が増加傾向となっており、前回と同様の傾向でございます。

次に、2ページをお開き願います。

将来人口推計でございます。

まず、将来人口推計では、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研推計を用いて人口推計を行っております。

右のグラフをごらん願います。

青のラインが前回の2010年国勢調査ベースの人口推計、オレンジのラインが今回、2015年国調ベースの人口推計でございます。2040年時点では、前回推計が4万2,622人に対し、今回推計では4万7,432人となり、那珂市の社会増の状況や合計特殊出生率の推定の変更により、4,810人増加しております。

その下の将来人口を年齢3区分で見ますと、14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口のいずれも前回と同様の傾向でございます。

次に、将来展望でございます。

まず、一番下のグラフの将来人口シミュレーションをごらん願います。

①のグレーのラインが2015年国調ベースの社人研推計でございまして、①をベースに合計特殊出生率が国の目標の2040年に2.07人改善すると設定をした上で、②、③、④は社会動態に3つのパターンの変化を加えております。

②の緑のラインは、転入・転出が均衡するパターン、③の青のラインは第1期戦略で採

用した転入超過を 30 人とするパターン、④の紫のラインは直近の社会動態を踏まえまして、転入超過を 50 人とするパターンの 3 つのシミュレーションを行いました。

結果としましては、人口の現状分析では前回と今回を比較して、傾向に大きな変更がなかったことと、今回の将来人口推計では 2040 年で比較をしますと、第 1 期の総合戦略で目標としておりました将来人口 4 万 7,000 人に近い数値が得られたことから、2 つ上の欄でございますけれども、目指すべき将来の方向につきましては、第 1 期の総合戦略を踏襲するというので、こちらについては表現の修正にとどめるということでございます、(1) としましては、前回と同じですが、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を早期にかなえる。(2) としましては、住みよさ、住みやすさの向上により、転入を促進する。(3) としましては、若い世代がとどまる、帰ってくる環境を整えるといったしました。

一番下の将来展望人口でございます。

国の総合戦略と整合を図るため、合計特殊出生率は国の目標値を採用するということと、那珂市の現状としましては、2015 年の国勢調査では人口が微増であったこと、また、直近の社会動態では転入超過傾向であることなどを踏まえまして、最も目標値が高い④のパターンを採用しまして、第 1 期の総合戦略からそれぞれ 1,000 人を上乘せまして、2040 年では 4 万 8,000 人、2060 年では 4 万 3,000 人を将来展望として掲げることといたしました。

続きまして、資料 2 の 1 ページをごらん願います。

那珂市総合戦略新旧比較表（概要版）をごらん願います。

第 2 期の総合戦略につきましては、先ほど説明した人口ビジョンの分析やこれまでの取り組み状況を踏まえ、より具体的な取り組みを内容とする方針で、継続事業を深化させつつ、那珂ビジョンなどから新しい取り組みを取り入れる形で骨子案というものを作成いたしました。

まず、総合戦略の展開方法の基本戦略につきましては、前回同様、那珂市の総合戦略の市の将来像を目標としつつ、国の総合戦略が定める 4 つの政策分野に沿った戦略を展開してまいります。

その下の戦略における攻め筋につきましても、第 1 期の総合戦略の考え方を踏襲しますとともに、さらにその下、国が重点施策として示した新たな視点も意識しつつ策定を進めてまいります。

次のページをお開き願います。

戦略の施策体系でございます。

まず、戦略 1、安定した雇用の創出戦略でございますが、右側の欄の(2)の施策体系と(3)の基本的な方向をあわせてごらん願います。

新たな取り組みとして、「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクトを立ち上げまして、農業

の収益力向上、担い手の育成支援を施策として掲げ、6次産業化や販路拡大の取り組みなどを検討してまいります。

(2)の「ここで働きたい」いい那珂プロジェクトでは、創業支援・企業支援の強化、地元就業の促進を施策として掲げ、コワーキング施設の開設による新規ビジネス展開支援や女性が安心して働くための環境整備、地元企業と連携したインターシップなど、市内での就業の促進につながる新たな取り組みなどを検討してまいります。

上のほうの(1)の数値目標につきましては、2つのプロジェクトによって創出された就業者数を数値目標として設定したいと考えております。

次に、下の欄の戦略2、那珂市への人口還流戦略でございます。

(2)の施策体系では、「来て見て感じて」いい那珂プロジェクトとしまして、移住定住の促進、交流人口・関係人口の創出を施策として掲げ、これまでの移住定住の取り組みを継続しますとともに、地域おこし協力隊の導入やサテライトオフィス誘致など、地域の課題解決に外部人材を活用した新たな取り組みなどを進めてまいります。

(1)の数値目標につきましては、人口ビジョンの将来人口に合わせまして、社会動態による年間増加者数を前回の30人から各年50人に目標を上げたいと考えております。

次に、3ページをお開き願います。

戦略3、結婚・出産・子育て応援戦略でございます。

(2)の施策体系は、みんなの笑顔で育てようプロジェクトとしまして、結婚の促進から仕事と家庭の両立支援まで4つの施策を掲げ、安心できる妊娠・出産・子育て環境の提供では、包括的相談体制を中心に、母子保健から子育て支援が連携した切れ目のない子育て支援の提供の取り組みなどを進めてまいります。また、仕事と家庭の両立支援では、待機児童解消に向けた低年齢児保育の受け入れ枠拡大や病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応についても継続、深化した取り組みを進めてまいります。

(1)の数値目標につきましては、将来展望人口の根拠となる合計特殊出生率の国目標を達成するためには、年間出生者数各年400人を維持する必要がありますことから、前回と同様としております。

次に、下の段の戦略4、時代にあった地域の創造戦略でございます。

(2)の施策体系は、「住まい☆すまいる」いい那珂づくりプロジェクトとして、にぎわいづくりの推進、住みよいまちづくりの推進を施策として掲げ、これまでの地域資源の魅力向上の取り組みに加え、市の北西部にかけての里山資源を活用した地域活性化について新たに検討してまいります。また、交通弱者の移動の快適性を確保するための公共交通の取り組みや空き家等を有効活用するため空き家バンクの取り組みなどを進めてまいります。

(1)の数値目標につきましては、引き続き住みやすいと思う市民の割合85%を目標として設定したいと考えております。

ただいま説明しました4つの戦略の施策や基本的な方向に位置づけをする具体的な事業内容やKPIにつきましては、現在、市民等を含めましたワークショップや若手職員を中心とした作業部会で検討を進めているところでございます。

次回の3月議会におきましては、その辺も含めまして、第2期総合戦略の素案をお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

笹島委員 これ、ずいぶん前から国のほうでは方針として、まち・ひと・しごと創生総合というのはやっていますよね。これが各市町村、どこも似たり寄ったりですよ、正直いってね。これからますます市町村間競争、要は、今までみたいな大きなことはできない時代になってきたんで、周りの市町村から転入・転出を繰り返すような形になってくると思うんですよ。それと、人口がどこの市町村も減ってきますからね。要するにとったりとられたりという繰り返しだと。そうすると、この同じような周りの各市町村がまち・ひと・しごと創生をつくっていると思うんですけども、那珂市として周りを見るなら、違うというの、独自のことをやっていかないと行っちゃいますよね。そういうことで考えているのかな、それは。どうですか。

政策企画課長 確かにおっしゃるとおり、周りとは区別というか差別化を図っていかないと、なかなか勝ち残れないというところもあるんですけども、ただ、やはり地域性というものもあるものですから、うちと周りの市町村の地域性というのはそんなに変わらないというところもありますので、そういう意味では、似たような施策をやらざるを得ないというところもあると思いますが、確かにおっしゃるとおりですので、少し那珂市として特色を持てるような施策というのを今後検討していきたいと思っております。

笹島委員 特に県北の常陸太田市とか常陸大宮市というのは非常にハングリーで、もう過疎化しているところが多いでしょう、面積が広い割にね。もう物すごくハングリーですよ、逆に周りの市町村からすれば。那珂市はどっちかというのんびりしていますよね。ひたちなか市とか水戸市に囲まれていますけれども、どちらかといえばひたちなか市は工業地帯、製造業があるから、みんなそこで仕事をしていますよね。水戸市は商業地区とか、あとは大きな支店とかなんかがあるから、これも仕事に行っていますよね。

だからね、那珂市に住んでもらって、ひたちなか市、水戸市に仕事に行ってもらっても、ベッドタウンだからいいと思うんですけどもね。なかなか、今のこういう時代ですから、製造業というのはなかなか今、誰も欲しがるような工場とか云々の誘致なんてなかなか難しい時代になってきたでしょう。そうすると、やっぱり那珂市はもうベッドタウン化して、そういうできればね、今言っていた働き口、職場があればいいんですけども、それは一生懸命、それも誘致しなければいけない、やらなければいけない部分です

ね。昔から言われているベッドタウン化ということで、やはり申しわけないけれども、周りの市町村からね、那珂市も今までどおりにはもういかないと思うんでね。ハングリー精神を持って行って、こんなことは大きい声で言えないけれども、できるだけここへ住んでもらうという魅力度というのを徹底的にやっつけていかないと、余りのんびり構えていると、ほかの市町村がハングリーですから。魅力度もありますから、その面でね、働き口という。

どうしても私らもやっぱりいろんな人と接していると、そういう人たちは職場に近い、職住近接ということで、職場に近いところ。前はそうじゃなかったんですね。那珂市にいて、奥さんが水戸市で、旦那さんが常陸大宮市の工場ということだけれども、今はもう言っていたとおり、職場に近いところということに何か若い人が変わってきたみたいなんですね。

そういうこともいろいろこうアンテナ張ってお勉強しながら、那珂市にいかにして人口をふやして豊かな市になるということで、頑張っていたきたいと思います。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、この件を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

再開を 11 時 25 分といたします。

休憩 (午前 11 時 15 分)

再開 (午前 11 時 25 分)

委員長 再開いたします。

総務課が出席いたしました。

議案第 70 号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 総務課でございます。関係職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 70 号をお開き願います。

3 ページになります。

議案第 70 号 那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図る

ための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正によりまして、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しが行われたため、那珂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございます。

その後ろ、4ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが改正条文になります。

改正内容につきましては、第5条の第1項中にあります地方公務員法の引用の条文でございますが、地方公務員法の条文が改正になりましたので、その引用条文についてを16条の第2号から16条の第1号に改めるというものでございます。

改正の理由は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 ちょっとすみません、よくわからないんですけども、これ何なんですか、具体的に。

総務課長 お答えいたします。

この職員の分限に関する手続のこの条例でございますが、職員の身分等に関する処分等をする場合に使う条例でございます。それで、この条文の中で、地方公務員法のほうから引用している部分が職員が禁固刑とかの刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでという場合には、一応処分の対象となるということでございますので、その条文を地方公務員法から引用しているということで。地方公務員法のこの条文の号数がちょっと変更になったものですから、その引用の条文の号数を変更するための改正でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第78号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 それでは、106 ページ、議案第 78 号をお開きいただきたいと思います。

議案第 78 号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日、来年の 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償についての所要の条例整備をしようとするものでございます。

また、この同条例制定に伴いまして、改正が必要な条例についてもあわせて改正を行うものでございます。

その次のページをお開きいただきたいと思います。

その後ろがこの会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

条例文は第 1 条から第 34 条まで、114 ページの第 34 条まででございます。それから、この 114 ページの第 34 条の下次に附則がございまして、その附則の中身におきまして、関係するこの会計年度任用職員を導入するために必要な関係する条例の改正を、全部で 13 の条例があるんですけれども、その 13 の条例についてを附則で改正するものでございます。

それから、121 ページが新旧対照表になります。

説明につきましては、134 ページをお開きいただきたいと思います。134 ページの資料でこの内容についての概要を説明をしたいと思いますので。

よろしいでしょうか。

この会計年度任用職員でございますけれども、この改正となる背景といたしましては、現在の地方自治体、いろんな自治体で臨時職員とか非常勤の職員を雇用しているところがございますが、地方公務員法上の制度自体がちょっと曖昧なものですから、いろいろなさまざまな市町村でさまざまな形で雇用をしているというのが今の現状の実態でございます。それを全国統一した雇用形態にしようというのが今回の改正の目的ということで、令和 2 年 4 月 1 日から全国でこの会計年度任用職員として臨時職員等を雇用するというものでございます。

それから、趣旨といたしまして、現在、本市で嘱託員であるとか臨時職員という方を雇用しておりますが、それらの方がほとんど会計年度任用職員という形で雇用することになります。下の表がその雇用の形態が変わりますということでございまして、現在、嘱託員、これは特別職非常勤職員の扱いになっているところなんですけれども、これと普通の一般の臨時的任用職員につきましては、全て会計年度任用職員になるということでございます。

それから、その後ろのページに参りまして、会計年度任用職員の制度の概要ということでございますけれども、まず1番からいいますと、任用の期間については現在の任用期間とほとんど変わらない。今は6カ月単位で任用しているところを会計年度ということで1年以内の雇用にするということでございます。

それから、勤務時間につきましては、会計年度任用職員というふうに今度新しくなるわけでございますが、それは地方公務員法のほうで制定されておまして、その会計年度任用職員というのが2つ種類、区分がございます、1つは職員と同じフルタイムで勤務する方、またもう一つはパートタイムということで、職員よりも短時間の勤務をする方、この2種類に分かれる区分になっております。

勤務時間等につきましては、那珂市で雇用する場合につきましては、短時間勤務ということで、パートタイムの会計年度任用職員で雇用し運用を図っていきます。

服務等につきましても職員と同じように、守秘義務であるとかその他さまざまな職員と同じような義務であるとか、そういう部分が、規律であるとかが適用されることとなります。これも臨時職員と今までと同じでございます。

それから、大きく変わるのがこの報酬でございます。報酬は、今までは基本的には一般の臨時職員であれば時給880円ということで雇用していたわけでございますけれども、基本的にはその報酬、給与を決めるに当たりまして、職員の給与表を使いなさいよということでございますので、その職員の給与表から積算しました時給単価を使うような形になりますので、現在、普通の方が880円でございますが、それを公務員の給与表の1の1の一番低いところなんですけれども、そこから逆算いたしますと924円の時給の単価になるということで。報酬的には、時給単価は上がりますということでございます。

それから、職種によっても資格が必要なものであるとかそういう部分がございますので、保育士とか看護師とか保健師によっては給与の差がつきますよということでございます。

それから、もう一つ大きく変わるのが期末手当でございます。期末手当につきましては、1週間、ここにありますように15.5時間、丸々2日以上働いている方に対して、あとは6カ月以上働いた方に対しては期末手当を支給いたしますということでございます。支給の率につきましては、年間で2.6月分、6月と12月に支給しますので1.3月分を支給するというところでございます。ただし、来年の6月の支給につきましては、制度が4月から始まるということで、まだその3カ月しかたっていないということで、6月の支給分は0.39月というふうになります。

それから、休暇制度につきましても国の制度と同様の水準にするということで、現在よりも、忌引き等は今まではなかったんですけれども、忌引き等で休暇する場合も有給の扱いにしますよということで、休暇制度も改善されることとなります。

それから、その後ろ、3番につきましては、先ほどの条例の内容の説明でございます。この条例の説明につきましても、先ほど言いましたようにフルタイムの会計年度任用職

員の方とパートタイムの会計年度任用職員の方、2つに分かれた条例の構成の設定となっております。

それで、最終的にはどう変わるのかということでございますけれども、現在働いている方から見ると、同じ時間、同じ仕事をしている場合につきましては、報酬等は上がりません。期末手当についても所要の要件を満たしていれば支払うことができますということで、処遇の改善等にはなるということでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これあれですか、今ちょっと問題になっている臨時職員という形で、正規職員がいますね、職員の方ね。それぞれの、先ほど課長が言っていたとおり、同じ時間で同じような仕事内容で、要するに給料が違うとか、諸条件が違うということで。できるだけ国としては、その今の正規社員に合わせるような形をとる方針という形を、昔言われていた、ちょっと前まではブラック企業なんていうことが問題になっていて、働き方改革も出てきたよということで、そういう方向で、指針という感じでこういうふうに来ているのかな、今は。

総務課長 笹島委員がおっしゃっているように働き方改革であるとか、同一労働同一賃金というような社会全体の流れの中で来ている制度改正でございます。その給与につきましても、職員の給与表を使うということが前提でございます。ただし、職員は職員で試験を受けて採用するというので、職員の給与は、初任給があるんですけども、初任給よりも低い設定という形にはなっています。会計年度任用職員であれば1の1から始まるんですけども、職員であれば1の初任給がちょっと上のほうなので、やっぱりそこは職員と臨時職員、これは本当に緊急で必要がある場合に雇用する方でございますので、その辺の区別はつけつつも、基本的には職員の給与体系と同じような形で改善していくということが目的というか、その制度の内容でございます。

笹島委員 一方で、その今言っていたほとんどの市町村では3分の1とか半分とかが今言っていた臨時とか非常勤とか、そういう形でとり方、正規の職員を減らす傾向になっていることは人件費削減ということが一方で言われているわけですね。そうすると今言っていたその人たちの違いで、この社会保障というのはどういうふうになるわけ、そうすると。フルタイムの人とパートタイムの人と正規の職員の人とのその違いは。

総務課長 社会保険とかそういう部分だと思んですけども、社会保険等につきましては、今も普通に社会保険はある程度の勤務時間であるとか給与であるとか、それを超えた方につきましてはきちんと社会保険には加入しておりますけれども。職員との比較でいたしますと、これ完全にフルタイムの会計年度任用職員を雇用した場合には、職員と同じ

ような形で市町村の共済組合に加入するという形になりますが、それ以外の方については、普通の一般の社会保険のほうに加入してもらおうということになりまして、運用といたしまして、先ほど言ったように、基本的にはパートタイムの会計年度任用職員として雇用をしていくということで、フルタイムの会計年度任用職員は雇用はしていかないというような運用をしていきます。フルタイムの会計年度任用職員を採用すると、それも職員としてカウントされますので、それであれば、本当は職員として採用していったほうがよろしいのかなという部分もございますので。そういう状況でございます。

助川委員 こういう制度改正、当然、国のほうの対応はしっかりと交付金のほうで対応していただけるという形なんでしょう、次年度からは。

総務課長 こういう形で会計年度任用職員として処遇、待遇を改善しますと、最終的には財源の問題のお話かと思うんですけども。今回、現在の臨時職員を全て会計年度任用職員に移行しまして、期末手当も払わなくちゃならない、賃金も上げなくてはならないとなると、役所負担としては1億円以上は負担の増が出てくると想定されています。ただし、その財源につきましては、正確に手当があるかないかというのがまだ具体的に私のところではちょっと存じ上げないところでございますが、聞くところによると、交付税で財源手当てをすとかそういうのがありますが、これも全国的な話になってまいりますので、その辺は具体的にお金が入ってくるのかどうかというのは、ちょっと今のところ、私の聞いている範囲ではちょっと定かではないということでございます。

副市長 今のお話ですけども、基本的には国の手当は今の段階でないです。これ全国の市長会でも要望しておりまして、何かの交付税等の手当はしてほしいという要望は全国市長会では出しているようでございます。

助川委員 今、人件費の関係は1億円余り増額になるというようなことになると、当然行政、自治体にとりましての負担になってくるわけなんで、市民感情から言わせると、やっぱりそれなりの仕事でもって、しっかりと市のためになっていただくようなことが見えるような方向で活躍を、職務に当たっていただきたいと言わざるを得ないんですけどもね。どこも同じならば、当然、うちの自治体だけが違うということじゃないんですから、全国でそういう制度改正を進めていくわけですから。どこも同じだから、どこにもあげないよというような形になれば、自治体で努力せざるを得ないと思いますんで、そのところの意識の改革に伴っての意識の持ち方を、そういう職員の皆さん方にはお持ちいただいて、職務に専念していただきたいと思いますね。

以上です。

副委員長 説明資料 134 ページで、一番下の段に、私の認識不足かなと思うんですけども、一般職非常勤職員と会計年度任用職員と2つあるということですか、これは。

総務課長 地方公務員法上では、会計年度任用職員と現在やっています一般職の非常勤職員というのがございます、明確に。この一般職非常勤につきましては、現在も制度上はこの

2つがありますが、一般職の非常勤という部分についての適用、運用というのが厳しくなってきたということでございます。

副委員長 ということは、那珂市の場合、会計年度任用職員だけになるということですか。

総務課長 基本的には会計年度任用職員として全て雇用ということになります。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩(午前11時48分)

再開(午前11時49分)

委員長 再開いたします。

防災課が出席いたしました。

常任委員会協議報告案件であります那珂市空家等対策計画(案)についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

それでは、常任委員会資料の6ページをごらんください。

那珂市空家等対策計画(案)についてご説明させていただきます。

1、計画策定の背景。

超高齢化社会の到来や既存建築物の老朽化等で空家等が現在増加しております。空家が増加することによって、景観の損害等の問題発生へつながることが懸念されております。

こうした背景を受け、空家等の適切な管理と利用促進のため、空家等対策推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布されました。これによって国が本格的に対策に取り組むことになりました。

本市においても、平成29年3月、那珂市空き家等の適正管理に関する条例を施行し、

また、これにより特措法と空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針に基づき、平成 30 年 3 月に那珂市空き家等対策協議会設置条例を施行いたしました。これにより空家等の対策を専門家などの助言をいただきながら総合的に推進していく体制を整えました。

また、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、超高齢化社会への対応と移住・定住を促進するため、空家等を資源と位置づけ、有効活用を図るべく各種施策を実施しています。

これらを踏まえ、より一層、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、那珂市空家等対策計画を策定するものでございます。

次に、2 いたしましたして、空家等対策にかかわる基本的な方針につきまして、第 2 次那珂市総合計画に掲げる将来像「人と地域が輝く安心・安全な住みよいまち那珂」の基本理念をもとに、これから以下の 1 から 3 を基本方針とし、(4) から (7) の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めることを説明させていただきます。

まず、先ほど言いました基本方針といたしまして、(1)、快適な住環境の保全につきましては、空家等の適切な管理を促進するとともに、空家等の発生そのものに重点を置き、快適な住環境の保全を目指します。

(2) 安全で安心なまちづくりの推進につきましては、空家等の情報をもとに地域住民や関係機関と連携を図りながら、市民が安全にかつ安心して暮らせることのできるようなまちづくりを推進いたします。

次のページに行きまして、(3) 空家等を活用し、移住・定住の促進。

空家等は、活用次第では大きな資源となる可能性を秘めております。那珂市空き家バンク制度などにより、空家等の情報を収集、管理し、利用、活用することで、移住・定住の促進を図ります。また、お試し居住といった移住体験などに個人所有の空家等を活用することの仕組みを現在検討していきたいと思っております。

次に、対策の進め方といたしまして、(4) 空家等の調査に関する事項。

本計画において、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要に応じ実態調査を実施してからデータベースの作成を行い、適切な管理が行われない空家等には立入調査を行うとともに、助言、指導などにより所有者に適切な管理を促します。

次に、(5) 所有者などによる空家等の適正な管理の促進に関する事項といたしまして、空家等は個人の財産であり、所有者などが適切に管理する義務がございます。市としては、空家の所有者などが問題意識を高め、みずから空家等の解消に取り組むよう、適切な管理を促してまいります。

次に、(6) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の利活用の促進。

跡地は、所有者などの財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資源ですが、所有者などに対し跡地の有効活用を促すことで、地域社会の活性化に

もつながるため、利活用を促進してまいります。

最後に、（７）といたしまして、空家等及び特定空家等に関する措置に関する事項。

特定空家等に該当する建築物などについては、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、所有者などに指導を行うとしております。

次に、３、那珂市空家等対策計画（案）につきましては、別添資料をつけさせていただきました。

最後に、４、今後のスケジュールにつきましては、令和２年１月にパブリックコメントを実施いたします。令和２年３月議会の総務生活常任委員会で最終的なご説明をしたいと思いますと考えております。それを得まして、令和２年４月の那珂市空家等対策計画を公布したいと考えております。

説明は以上になります。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございませんか。

笹島委員 これはどこがこの対策計画、踏み込んだことになっているのかな。

防災課長 計画そのものは今、防災課のほうでつくってございまして、そのほかりフォーム補助、あと、空き家バンク制度につきましてはもう制度化がされていまして、今現在、建築課のほうで取扱事務を行っているところでございます。

笹島委員 それはやっているのはわかっていますね。今、もう少し、前と違った踏み込んだあたりは。

防災課長 細かい、この計画を立てるに当たっては、那珂市空き家等対策協議会のほうで専門分野の方からのご意見を踏まえながら、この計画を策定しております。一步踏み込んだ計画を策定しているというような形になっております。

笹島委員 これから空家は減ることはなく、ふえてくると思うんですけども、いろんな個々に諸条件、相続関係の方もいるし、それから、両親が亡くなってしまって、あとは片方が施設へ行ってしまったりとか、子供たちがそのまま放置しているとかと。個々の問題が非常にあると思うんですけども、役所としてどの程度までこれ踏み込んでいけるのかな、これは。

防災課長 市役所としては、所有者、また管理者、相続者のほうが明確にわかるところまで調べられることにはなっておりますので、その中で適正な指導をしていきたいというような方針を踏まえています。また、そういう相続問題につきましては、先ほど言いました協議会のほうで、法務局のほうも委員に入っておりますので、そういう細かい指導のほうをそこで仰いでいきながら、進めていきたいと考えております。

笹島委員 その中には、利用できないようなものと利用価値があるものいろいろありますんで、役所としてはなかなか難しい選択だと思うんですね。民間のあれであって、役所は手を出せない部分もあると思うんですけどもね。そういう面は、その専門家、弁護士

とかそういういろんな交えての協議をしていって、処理していくということも、そこま
で考えていくのかどうか。

防災課長 今、委員がおっしゃったとおり、その協議会の中にやはりそういう委員の中で弁護
士、あと、そういう専門的な土地建物を売り買いできるような宅地建物取引の方も入っ
ていますので、その方たちの意見を聞きながら進めていくというような形で考えており
ます。

副委員長 この対策計画は、今、防災課でやっているわけですが、これは今後ずっと防
災課のほうで担当するのか、この計画の中にも空き家バンクというのが入っているかと
思うんですけれどもね。そうするとこれ建築課であって、どっちがこの計画を担当して
やっていくのか、具体的にお願いします。

防災課長 現在、計画は防災課のほうでつくって進めておりますが、4月以降、まだちょっと
正確に決定していることではないんですけれども、総合的に建築課のほうで窓口となっ
て、一本化する方向で今、市役所のほうで調整をしているところでございます。

助川委員 ちょっと確認したいんですけれども、これは名義人がいなくなってしまった、相続
人もどなたもおられないというような場合には、役所としてはどういう対応までできる
形なんですかね。

防災課長 追跡調査のほうはうちのほうでできる限りするというような形になっておりまして、
その情報もどこまで吸い上げてできるかというのも、その協議会のほうでさまざま意見
が出ていまして、実際に相続者がかなりふえてしまう可能性もあるので、なるべく早く
未然にその情報をキャッチして、所有者並びに管理者の確定を急ぐ作業をすることにな
っておりますので。まだ今の段階でそこまで、所有者がわからない、不明だという物件
にはまだちょっと至っておらないのが現状でございます。

助川委員 じゃ、追跡すればどなたかがおられるという形に今、現状はね。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

再開を1時といたします。

休憩（午後0時00分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席いたしました。

議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

市民協働課長 市民協働課、課長の玉川でございます。ほか2名が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、議案書の7ページをごらんください。

議案第71号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

本条例においては、市内に住所、または勤務地等を有しない者が施設を使用する際の使用料の額について規定していますが、表現がわかりにくいため、文言の修正を行うものでございます。あわせて、ほかの文言の修正も行います。

具体的な修正内容でございますが、9ページをお開き願います。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

対照表でございますが、表の右側が現行の条文、左が改正後の案となっております。

修正箇所でございますが、別表2、附属設備器具使用料の表の中の「附属」をこざとへの「附属」に改めます。

次に、備考1の中、「住所を有しない者又は市内に勤務地若しくは在学地を」という部分を「住所、勤務地又は在学地」のいずれもに改めます。また、「附属」についてもこざとへの「附属」に改めます。

別表、備考2の中の「附属」についても同様に改めます。

以上が修正する箇所となりまして、附則の施行期日につきましては、公布の日からいたします。

なお、8ページの改正条文、10ページの改正の概要につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 71 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩 (午後 1 時 05 分)

再開 (午後 1 時 06 分)

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

常任委員会協議報告案件であります下江戸地区の大規模太陽光発電についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

環境課長 環境課長の関です。ほか 2 名の職員が出席しております。どうぞよろしく願いたします。

それでは、座って説明させていただきます。

下江戸地区の大規模太陽光発電についてでございます。

今から説明する下江戸地区の太陽光発電は、一般企業のアフターフィットエンジニアリングが行う事業です。那珂市が行う事業ではありません。11 月末現在で事業者からヒアリングをした情報について、情報提供という形で常任委員会に報告させていただきます。資料をごらんください。

資料 1 枚目、数字の訂正箇所がございます。発電出力 25,000kw の隣のところで、約「8,500 世帯」となっておりますが、こちらは「3,000 世帯」に訂正願います。こちらにつきましては、いくつか計算方法があるということで、統一した計算方法ということで、東京電力が示している 1 世帯当たりの電力量というのを東京の基準が発表されていますので、それに基づいて計算したものであるということでございます。

もう一つがその下の土地利用のところの 1 行目の後半部分です。発電施設の面積が「36ha」となっておりますが、こちら「25ha」と訂正をお願いいたします。こちらにつきましては、茨城県と業者が協議をして計画が整って、その面積を再度計算して出されたものでございます。

9 月の常任委員会の時点から変更になった点でございますが、雨水排水の調整池、こちらが 3 カ所から 2 カ所に変更になります。この件につきましては、9 月の常任委員会で高性能なポンプを活用することで調整池を 3 つから 2 つにする方法で茨城県と協議して採用する見込みであると情報提供をしたものがそのまま 2 つになったというものでございます。

続きまして、次のページでございます。

経過でございます。

6月18日、事前協議を出しております。

9月18日、こちらも茨城県と事前協議で生じた修正部分、これにつきまして再提出をしているものです。

10月14日、住民説明会でございますが、らぼーるで行われましたが、台風19号の直後であったため、参加者は7名であったと聞いております。

10月25日、茨城県のほうから業者に向けて林地開発許可申請の事前協議の回答がありました。

11月5日、林地開発申請、こちら本申請のほうを茨城県に提出しております。

11月7日、農地法5条、こちらは農地転用申請になります。那珂市の農業委員会のほうに提出してございます。

11月13日に関係各課が集まりまして、情報共有の会議を実施しております。

今後の見通しというところですが、まず森林法でございます。こちらにつきましては、林地開発許可でございます。11月5日に提出した本申請、こちらにつきまして、12月19日、茨城県の森林審査会で審議されるものでございます。

次に、土対法、こちらは土壌汚染対策法でございますが、3,000平米以上の土地の形質を変更する場合や掘削する場合、茨城県に届けをする必要がございます。

次に、農地法でございます。先ほど農地転用のお話をしましたが、那珂市におきまして、農地転用の会議としまして、農業委員会の総会、こちらが12月10日、本日の予定です。

次に、12月16日の予定で、常設審議委員会とございますが、こちらにつきましては、30アールを超える農地転用案件につきましては、茨城県農業委員会ネットワーク機構のほうに意見を聞くこととなっておりますので、その予定が組まれております。

近隣住民のところの工事説明会、こちらにつきましては、先ほど説明しました10月14日に実施しましたが、台風19号の影響で7名であったことから、再度、関係住民を対象に説明会を行っております。対象は下江戸地区、静、瓜連、古徳、常陸大宮市の一部ということで、ポスティング及び郵送で周知をし、行ったということでございますが、参加者につきましては4名とのことでございます。

こちらにつきましては、6月の常任委員会のほうで、流末関係者にも説明するなど、住民に丁寧な対応をしてほしいとご意見をいただきましたので、指導してございます。

その他のところでは、

その他につきましては、市道等の廃道関係でございます。廃道申請のスケジュール確認を行いましたところ、3月議会の承認を目指しているというところでございます。

現道期間中とございますのは、廃道になるまでの間、道路を当該事業のために施工、占用するための手続でございます。事業地内にある道路につきましては17路線ございまして、道路につきましては、廃道になった後でございますが、普通財産になるものでござ

います。

次のページに図面をつけてございます。

こちら林地開発の本申請に提出された土地利用計画の平面図を添付してございます。真ん中に先ほど説明しました2カ所の調整池がございまして、右端に、ちょっと真四角な同じ色のような水色がございまして、こちらにつきましては、鉄塔用地でございまして。

この開発につきましては、森林法に基づく林地開発許可で、茨城県知事の許可案件になります。現在、アフターフィット、茨城県と林地開発の事前協議を終了しまして、本申請を提出した段階となりました。

今回、常任委員会で情報提供するものでございます。

12月19日の審査会で林地開発の許可がございました場合には、年明け1月には着工になると聞いてございます。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 面積が64ヘクタールということですが、これに関しての賃貸契約の面積がどのぐらいあるのか、あるいは買収されたところがどのぐらいの面積だったのか、まずお伺いします。

環境課長 現在、資料を持ってございませんので……

助川委員 おおよそわからない。

環境課長 申しわけないんですけども、今ちょっと資料を持ってございません。

助川委員 この事業に関しての工事完成で供用開始というか、発電開始というのはいつになるんですか。

環境課長 このまま予定どおり林地開発の許可があった場合でご説明いたします。

1月に着工が始まりまして、約1年半ほど工事に時間を要する見込みだそうです。そうしますと、令和3年7月から発電を開始すると聞いてございます。

助川委員 土地の契約に関して、賃貸か買収、買収のところはいいんですけども。賃貸に関しては何年契約の形なんですかね。

環境課長 聞いてございますのは、20年と聞いてございます。

助川委員 この事業に関しましては、県のさまざまな審査、あるいは申請をされて許可を受けて行う事業だと思いますけれども、これ3カ所に雨水排水の調整池を設けていたのが2カ所になったということは、容量をその分、2つの分が3カ所にあった部分をふやされて2カ所にしたということなんですか。

環境課長 最初、事前協議をする前でございまして、事前協議の最初の段階では調整池を3つ予定しておりました。それで、1つの調整池から2番目の調整池にポンプアップして、2番目から3番目にポンプアップするという計画でございましたが、県と事業者が協議

したところ、ポンプはやはり数がいくつもあるよりは少ないほうが、要は災害等の管理も含めてよろしいんじゃないかということで、調整池を3つから2つにしたと聞いてございます。

助川委員 ポンプアップ、調整池が満杯になれば、当然、那珂川統合土地改良区の用水のほうに放流するということの契約をされたんでしょうと聞いていますけれども、それに関しては、これ田んぼの時期の水が入り用のときに用水に機場のほうから上がりますよね、そういうときに大雨でもポンプアップは、その用水のほうにすることなのかな、こっちが、調整池のほうが満杯になれば。

環境課長 実際に那珂川統合土地改良区の用水のほうなんですけれども、通常時、那珂川統合土地改良区がポンプアップをして水を供給しているというものでございます。ですので、大雨が降ったときには、その供給する水をまずとめる。とめた後に調整池から水が入るといふような計画でございます。

助川委員 そうすると、今、機場からポンプアップして、ポンプアップですね、あその場合はね。低いほうから高いほうに持っていくんだから。それを雨量に応じて調整池等の状況を見て、こちらの今使っている部分を抑えてという形で、こちらから調整池のほうへ入ったのをポンプアップするだけにするというような形ですか。

環境課長 そのとおりでございます。

副委員長 ちょっと、地図がさ、この今の用水路の話で、この那珂中部用水路というのは、これどこが那珂中部用水路になっているのかなと思って。

環境課長 ちょっとこの那珂中部用水路は暗渠になってございますので、この地図ではちょっと見えづらくなっているんですけれども、大宮地方環境整備組合環境センターがこの地図右側のところにあると思います。その大宮地方環境整備組合環境センターの右側のところに川状になっているというか、そちらは管渠になっている部分ですので、そこと、小さいほうの調整池ですね、その脇を通っているものでございます。

助川委員 さっきの続きなんですけれど、賃貸借契約のされている方々の契約の終了したというパーセントって何%ぐらいなの。買収は全て完了したの。

環境課長 買収といいますか、事業者が用地を取得したということですかね。

助川委員 取得したということは、全部買収ではないでしょうよ。

環境課長 全部買収ではないんですけれども、買収、そうですね。取得する部分と借りている部分と両方ございます。取得する部分と借りている部分、両方契約が、この色のついていところについては既に計画で出されているところなので、契約は完了していると聞いてございます。

助川委員 これ緑地帯も含めてですか、完了しているということは。

環境課長 緑地帯も含めて計画地内になりますので、完了していると聞いてございます。

助川委員 最終的に100%賃貸借契約、それから買収も全て契約が取り交わされて、契約が終

了した時点で、県のほうへの審査会に提出ということになるんですか。その前に提出なのかな。

環境課長 事前協議の段階では、反対者とか相続が確定していなかった人がいるということで、全体的に色がついていたんですけども、これごらんいただいたように、間、ところどころ色が白くなっているところにつきましては、話がつかなかったということになりますので、その部分は除いて、契約されているところについて本申請をしているということをございます。

助川委員 これ県の審査会のほうは 100%そういう契約、あるいは買収等が調わなくても受け付けてあれですか、許可していただけることになるんですかね。

環境課長 県の審査会でどういう審査をするかというのは、申しわけございませんが、私のほうでは承知してございません。

助川委員 こういったものというのは、どうなの、これ。100%、そういう契約が終了しなくても許可というか、審査は終わられるような状況なの、副市長。わからない、県のほうの。

（「まだちょっともらっていない……」と呼ぶ声あり）

助川委員 そうすると、事業者はそれまでに契約を終了するというで今動いている形なのかな、この白い部分で抜いているところがまだ契約されていないということだから。

（「もう抜いて始まるんですよ」と呼ぶ声あり）

助川委員 抜いてこういうふうにか、仮にこの白抜きになっているところが了解を得られなくても、事業として支障なく進められるということなんですか、それを申請しているということは。

環境課長 本申請にもう入ってございますので、隣接者の同意というものがあればですけども、林地開発で進められると思います。

助川委員 そういう審査の方法で済むんですか。

君嶋委員 説明の中で 12 月 19 日、今度審査会がありますけれども、既に何か通ってみると、中の伐採なんかも実際行われているところも見えますよね。ですから、その点はどうなんでしょうか。許可が出なくてももう始まってもよろしいんですか。

環境課長 実際に許可が出る前に着工するということとはできないことになっております。実際に今現在、常陸太田笠間線から行ったところで、一部伐採しているようなところがございしますが、そちらにつきましては、電柱の引き込み線の支線について、東京電力とやりとりがあって、そのところを一部、わかりやすく伐採しているというふう聞いてございます。

君嶋委員 いや、そこじゃなくて、バードラインから、多分このアフターフィットの事務所の裏あたりが何か伐採した後、きれいに見えるんで、そこを私は言っているんですけども。その点についてはどうなんでしょうかね。

環境課長 一部、某会社の土地があって、不法投棄をしていた、ランドパトロールと言って、不法投棄のパトロールをしていたところがあるんですけども、そこをきれいにしたという話は聞いてございます。

君嶋委員 いや、道路の脇ならわかるんですよ、道路の奥ですよ。事務所がある奥。ですから、バードラインから見て小場のほうへ向いた右側の山のほうの伐採がされているところがあつたんで、今それを言っている、そこはちょっと。

環境課長 きょうの午前中に実際に着工しているのかどうかと話を業者のほうに確認しましたところ、許可が出る前には着工できないことになっているので、着工はしていませんというふうな回答をいただいております。

君嶋委員 私が通ったとき、見て感じただけなんで、実際伐採をしてあつたなと思うんですけども、それは確認していただければと思います。

それともう1点が事業面積が64ヘクタールで、今回発電施設の面積が25ヘクタールに訂正されていますよね。そうすると、森林率のパーセントも43%ではなくなってくるのかなというのと、28ヘクタールも、これは39ヘクタールになるのか、その辺の訂正も行われるのかなと思うんですけども、その辺確認させてください。

環境課長 残地森林につきまして計算をしたところ、おおむね28ヘクタール近辺におさまるので、そこは訂正をしませんでした。それに伴いまして、森林率も43%ということで訂正はしてありません。

パネル面積のほうが減っているんですけども、全体の先ほどからあつた反対者の方の面積は少なくなっておりますのと、それに伴いまして道路の接道、反対者というか、との接道も必要になってきますので、当初それを含んでいたものは減っております。

ですので、森林が減ったというよりは、実際の面積自体が減っております。

君嶋委員 64から36ヘクタール引くと28ヘクタールで、この森林を残す計画のこの数字はオーケーなんですけれども、今回25に発電の面積が変わった場合は、39で約11ヘクタール、それがその反対の方の土地とかなんかということでの意味なんですかね。

環境課長 引いた差分というのは道路とかの部分でございます。

あと、あるとしたらば、調整池のほうをいじっていますんで、そっちがふえたりとかもあると思います。

助川委員 私もね、住民説明会のときにお邪魔したときあるんですけども、その時点で住民の皆さん方から、20年の契約は、それはそれで結構ですよというような方々のお話なんだけれども、その後の最終年度に向けて更地というか原状に戻してお返しするのか、さらに事業を延長するのか、それはわからないですけども、パネルの耐用年数が大体20年だというようなことから、その廃棄に係る裏づけと経費、その報告を地域に、地権者の皆さん方にお示しを、公表をお願いしたいというような要望があつたんですよ、事業者。そういうものは今回は、何人かしかこれ出ていないけれども、最近の説明会であ

ったように聞いていますか、聞いていないですか。

環境課長 廃棄に対する質問というのはなかったと聞いてございます。

助川委員 結局このパネル等に関しての耐用年数を 20 年と設定した場合には、もう既に減価償却しながら、あるいは効率が低下する等々の要件をはらんでいるということから、電気の供給能力も落ちてくるんでしょうから、当然、耐用年数が過ぎてくれば。ということから、新しく契約をし直すとか、あるいはその事業は終了するとかということを考えて、地権者の皆さん方はそれを放置されたままそのままになってしまうと困るからということで、そういうお話が出たと記憶しているんですけども。そういうものをお示しをするというようなお話はなかったんですか、今回。

環境課長 今回の下江戸太陽光発電についてでございますが、林地開発の許可がおりたときに、着工前までに環境保全に関する協定書というのを結ぼうと考えてございます。その中で積み立て、公表についても入れる予定ではございますが、先月末に報道がございまして、その積み立てについては国のほうで動いておると。国のほうでは、今はあるパーセントを決めたものを会社が積み立てなさいという方法で指導しておるところでございますが、今度は、その売電価格の一部を強制的に積み立てをさせるというような動きがあるというふうに報道されてございます。今現在はそれが確定ということではございませんので、その環境保全に関する協定書を締結する予定でございますので、その中で報告をしていただくというふうな方法を考えてございます。

助川委員 そういう法律の施行というのはいつからですか。

環境課長 現在のところ明確なものが環境省からは発表されてはいないところでございますが、2022 年 7 月ということで報道されていたかと思えます。

助川委員 そういう法律ができた場合には、当然もう事業が始められても、そういう法の適用のもとに継続するという事なんでしょうから、そういったものの情報等もしっかり行政のほうでお持ちいただいて、お聞きいただいて、地権者の皆さん方が不安のないようにしていただけるようお願いをいたしておきます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

次に、調査事項について。

当委員会では、太陽光発電施設設置時の指導等について調査を行っております。この件について、6 月定例会期中の委員会において、執行部では指導要綱を制定する準備を進めている旨の説明がありましたが、本日は、その後、執行部での指導要綱の進捗状況について説明を受けた後、質疑、意見交換をしたいと思っておりますので、執行部より指導要綱の進捗状況について説明をお願いいたします。

環境課長 指導要綱の進捗状況でございますが、6月議会のときに、令和2年、今度の1月1日現在に動かせるように目指していきたいというお話をしていましたので、進めておりました。それで、茨城県環境政策課等に相談したり、那珂市の環境審議会のほうで意見交換等をしたところでございます。

それで、先ほどの下江戸地区の太陽光の廃棄のお話でしたが、茨城県のほうからは、積み立てについては国で検討中であるというところで、国の積立方針と違うと問題ではないかというふうな指摘がございました。その指摘があって、11月に今報道されているところではございますが、その積み立ての件もこの要綱の中に入れてございましたので、それはもう一度再検討する必要があるのかと感じました。

そのほか、環境審議会のほうですね、審議会のほうで出た意見では、県のガイドラインが定められているのに市の要綱を定める必要があるのか、内容は重複しないのかと、あと、県ガイドラインより市の要綱が優先されるのかというふうな質問もございました。実際に要綱等、条例等、いろんな市のルールがありますが、そちらを制定すると、市の要綱等のほうが優先されるということで説明をしたところでございますが、その場合に、市のほうで条例とか要綱をつくってしまうと、茨城県とかが手を引いてしまうんじゃないかという意見がございました。善良な業者等であれば、市のほうの要綱で対応できると思いますけれども、特に悪質な業者に対しては、県のほうがノウハウも効力もあるのではないかと。県の特権を維持しながら市の要綱をつくったほうがメリットはあるんじゃないかという意見がございました。

こちらにつきましても再度、ゼロベースというわけではないんですが、見直して整理していく必要を感じましたので、令和2年4月1日には要綱を動かせる形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

それでは、何か確認をしたいことや意見などがございましたらお願いいたします。

何かございませんか。

副委員長 その要綱を来年の4月1日から動かすようにしたいということですね。さっきの説明で、廃棄、これについての出てくるのがそれまでに出るということなの。

環境課長 例年、制度が変わるような場合のときには、年度内に先ほどの茨城県の担当がございましたので、そちらのほうの説明会があったりとかしますので、先ほどの報道があった件について確認しながら、年度内中にその辺を整理していきたいと考えています。

助川委員 今この太陽光発電事業に関しては買い入れ単価がこの事業発足当初に比べて4分の1ぐらいになっていますよね。そういった買い入れ単価が下がっても、市内ではある程度の件数が設置したいというような届け出は、届け出というか、それは届け出を市のほうにしないでいいんじゃないですか。

環境課長 市のほうに届け出というか、概要書の提出ということで、県のガイドラインに定められているものがございます。そちらにつきましては 50 キロワット以上の業者については市のほうに出してくださいということになっています。

助川委員 50 キロワットというのは何世帯分ぐらいカバーできる。

環境課長 世帯分ではちょっと換算をしたことがございまして、実際に 50 キロワットだと、面積にすると 1,000 平米、1 反歩ぐらいではないかと思えます。

助川委員 設置場所によっては、真夏にかなり太陽光発電パネルのところというのは暑いんだよ、かなりね。大体日当たりのいいところにつくるわけですから、当然、真夏は周辺も熱風が発生するような形で、私もその地域の方に言われたことがあったんですけども。こんな公害がきれいになったと思ったら、こんな公害が起こるとは考えていなかったというようなことを言われたお宅もありましたけれども。これ 1,000 平米、1 反歩ぐらいのやつでも隣地の同意というか、そんなの必要なんですか。

環境課長 実際に同意というのは、太陽光単体で考えた場合には必要はないです。同意が必要になるのは、土地利用をするときに、土地利用ということで隣接地権者の同意とかが必要になるということかと思えます。

助川委員 そうすると、太陽光だけの設置に関しては隣近所がつくられて困ると思っても、できてしまうという可能性はありますよね、当然。だから、その辺のところは、始まる方、あるいは事業者は隣地の方々の感情等も考えて進めるんですかね。

環境課長 隣接地というか地元関係者というんですか、土地を持っている方、近くにお住まいである方については、要は理解を得てから事業を始めることというふうに県のガイドライン等なっておりますので、そちらについて市のほうでも説明会をしたのか、説明会をしない場合には境界確認等のときに集まったときに説明して理解を得ているかということで、文面でいついつやりましたというものでいただくようにはしてございます。

助川委員 了解しました。

委員長 ほかにございませんか。

最後にちょっと私から。

指導要綱について、県のガイドラインに沿った中でやっていくと。その中で少し那珂市にとって、それを補足できるものがあればしたいということよろしいんですか。

環境課長 そのとおりでございます。実際に 50 キロワット以上というところは県のガイドライン等がございまして、かなり精度も上がってきたガイドラインでございます。本年の 4 月にそのガイドラインも、始まる時と事業が完了したときには届けを出さないというふうに変更になってございます。

ただ、50 キロワット以下について、かなり数もございまして、そちらのほうを把握するというか、そちらのほうでも同等の書類、誰がどこにつくっているんだというふうな情報をいただけるような項目というところを考えていきたいと思えます。

委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、意見交換を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部はご退席ください。ご苦労さまでした。

休憩 (午後 1 時 45 分)

再開 (午後 1 時 46 分)

委員長 再開いたします。

それでは、調査事項である「太陽光発電設置時の指導要綱等」について、皆さんと協議したいと思っておりますけれども、まず、私からちょっとあれですけれども。執行部において、国・県ですか、最終的には県のほうに全てが申請でも何でもあるということで、那珂市としては、その県のガイドラインに沿って足りない部分を指導要綱として、那珂市としての指導要綱として、先ほど確認をとったんですけれども、作成していきたいと、今後。だから、県のガイドラインにはちょっとないんだけれども、那珂市独自で、やっぱりこういうことも取り入れて、いろんなこと、先ほど助川委員からもお話がありましたけれども、細かい小さい太陽光をやっている方、個人の方もいますよね。そういうことも含めた形で那珂市として補足したガイドラインというか指導要綱をつくっていきたいという話なんですけれども、そういうことについて、最終的にはこの辺で、それで承諾していただいて、調査事項を完了したいと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、ご異議なしということで、調査事項を完了とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 (午後 1 時 48 分)

令和 2 年 2 月 2 1 日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 萩谷 俊行